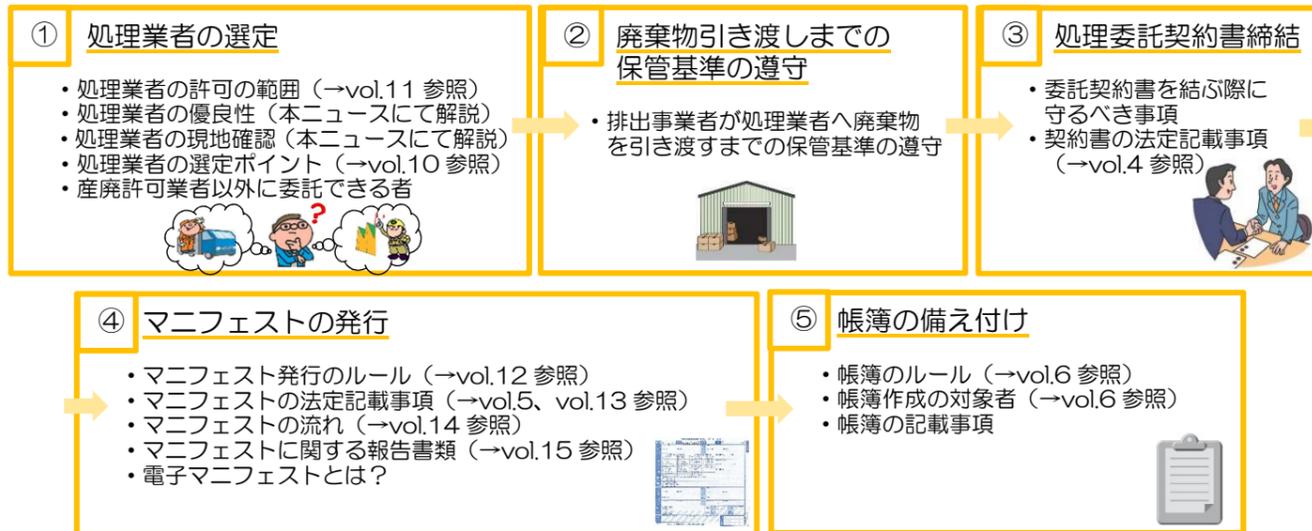


産業廃棄物の処理委託基準 ～確認すべきポイント、処理業者の優良性、処理業者の現地確認～

排出事業者は、廃棄物を処理業者へ処理委託した場合でも適正処理が完了するまでその廃棄物について責任があります。その際、処理業者の選定や委託する際の基準の遵守等、排出事業者にとって重要となるポイントがいくつかあります。過去のCSRNEWSも振り返りながら、もう一度確認しましょう。そして処理業者の選定の段階で重要となってくる、処理業者の優良性、処理業者の現地確認についても解説していきます。

①処理委託の際の確認すべきポイント

処理業者へ自社の廃棄物を処理委託する際、大きく下記の5段階に分けることができます。これまでのCSRNEWSでもご紹介してきたものもありますので、一度整理してみましょう。過去ご紹介していない部分については、これからご紹介していきます。



②処理業者の優良性

処理業者の優良性を判断する材料として、優良産廃処理業者認定制度があります。これは、通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃業者を認定する制度です。こちらに認定されると、下図のように許可証に「優良」マークが付きます。優良産廃処理業者に認定される基準は下記のとおりです。



優良産廃処理業者に認定されている業者は、優良産廃ナビにて検索できます。

優良産廃ナビ⇒<http://www3.sanpainet.or.jp/>

優良産廃処理業者認定基準	
項目	内容
①実績と遵法性	5年以上の産廃処理業実績があり、行政から改善命令等を受けたことが無い等
②事業の透明性	会社情報、自社の産廃処理に関する情報等をインターネットで公表していること
③環境配慮の取組	ISO14001やエコアクション21の認証を取得していること
④電子マニフェスト	電子マニフェストに加入していること
⑤財務体質の健全性	税金の滞納が無いこと、自己資本比率が10%以上であること等

排出事業者のメリット

- ①行政お墨付きの優良な処理業者の判断が容易になる
- ②委託先の不祥事や急な倒産等のリスクを回避できる

ちなみに・・・

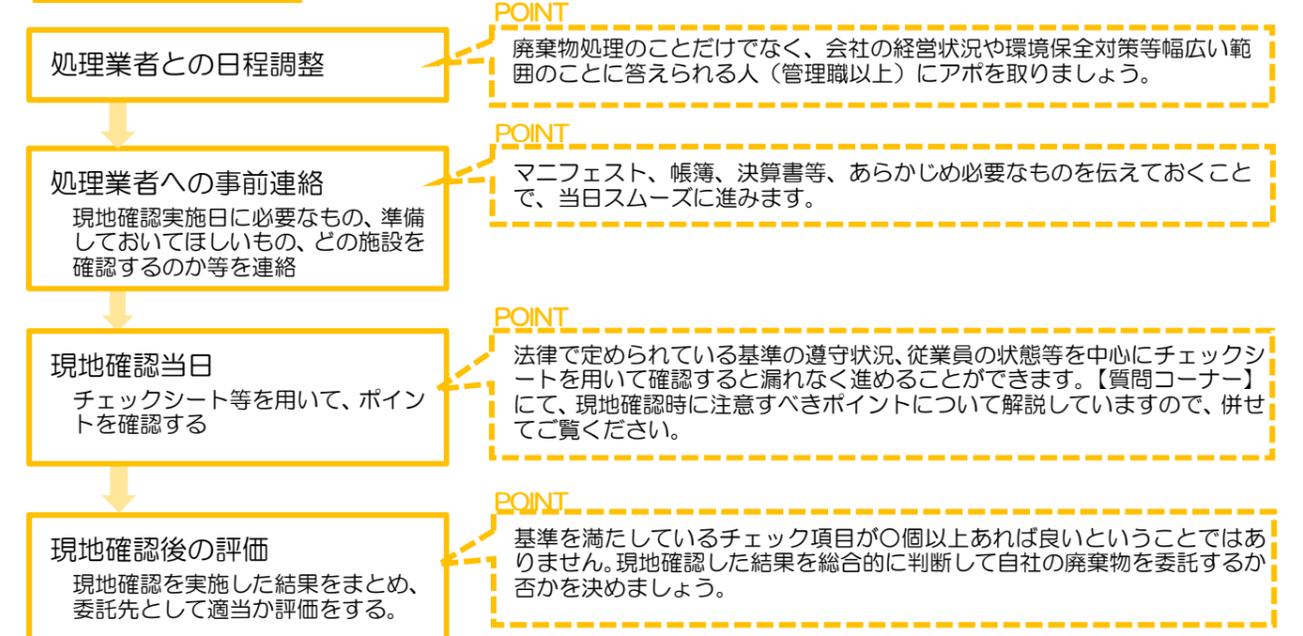
株式会社浜田は産業廃棄物処理業の許可全39件中、17件の許可で優良産廃処理業者認定を取得しています(2015年5月現在)。今後も、許可取得後5年を経過する許可から順次取得していく予定です。

③処理業者の現地確認

処理業者を選定する際は、現地確認を受け入れている業者を選びましょう。廃棄物処理法上、排出事業者による処理業者の現地確認は努力義務となっていますが、行政によっては条例等により義務としているところもあります。※どちらの行政で義務となっているかは、各条例を確認するか各行政にお問い合わせください。

そもそも、排出事業者の処理責任を全うするためには適正な処理業者に処理委託をしなければなりません。処理委託先が適正な処理業者かどうかを見極め、責任をもって処理を任せるためにも、現地確認が義務になっていない地域であっても実施されることをお勧めいたします。

現地確認実施の流れ



【質問コーナー】現地確認の留意点とは?

❶ 現地確認ではどのようなところに気を付けて確認したら良いのでしょうか

❷ 現地確認では、特に次の点を意識しましょう。

- ①法律違反をしていないか
- ②従業員のモラル

「①法律違反をしていないか」とは、処理業者の施設や書類管理状況等について、法律に定められている事項を守れているかを確認します。処理業者が法律違反をしていると、その業者に処理委託をした排出事業者も責任を問われることがあります。具体的にどのような項目を確認するかは、各行政や公益社団法人等がチェックシートの例を作成しているものでそちらを参考にしてください。

全国産業廃棄物連合会作成例：www.zensanpairen.or.jp/exhaust/02/02/checklist1028.pdf

「②従業員のモラル」とは、現地確認で直接対応してもらった担当者だけでなく、実際に自社の廃棄物に触れる可能性のある作業員についても、挨拶ができていないか、清潔感があるか、安全面に気を配っているか(ヘルメット、安全靴の着用等)といった「この人に安心して処理を任せられることができるか」という点を確認します。従業員のモラルは、その会社の姿勢の表れです。十分にチェックするようにしましょう。

今回は、「産業廃棄物の処理委託基準～産廃許可業者以外に委託できる者～」について解説致します

※本記事の内容は弊社独自の見解を含んでいます。実務に関しては管轄の自治体にご確認ください。

発行：株式会社浜田
CSR担当 今井・涌嶋
TEL：072-686-3500